

国際関連情報 Report from IFRS-IC

2021年9月のIFRS-IC会議における議論の状況

ASBJ 専門研究員 **はなざわ のりひろ** **花澤 徳裕**

1. はじめに

本稿では、2021年9月14日及び15日にビデオ会議形式で開催されたIFRS解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議における議論を紹介する。文中、意見にわたる部分は、私見であることをあらかじめ申し添える。

2. 2021年9月のIFRS-IC会議の概要

2021年9月に開催されたIFRS-IC会議では、次の事項が議論された。

- (1) アジェンダ決定案に関する検討
 - ① 用途制限のある要求払預金（IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」）
 - ② 金融資産の決済として電子送金で受け取る現金（IFRS第9号「金融商品」）
- (2) アジェンダ決定案の最終化に関する検討
 - ① リース料に対する還付されない付加価値税（IFRS第16号「リース」）
 - ② 当初認識時に金融負債に分類されるワラントの会計処理（IAS第32号「金融商品：表示」）
- (3) その他の事項
 - ① セール・アンド・リースバックにおける

リース負債

- ② IFRS-ICの仕掛案件のアップデート
以下では、(1)アジェンダ決定案に関する検討における、①用途制限のある要求払預金（IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」）及び、②金融資産の決済として電子送金で受け取る現金（IFRS第9号「金融商品」）の各論点の概要及びアジェンダ決定案の概要等について紹介する。

3. 用途制限のある要求払預金（IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」）

(1) 論点の概要

IFRS-ICは、要求払預金が第三者と合意された契約上の用途制限の対象となっている場合に、企業がその要求払預金をキャッシュ・フロー計算書及び財政状態計算書において現金及び現金同等物の内訳として含めるかどうかを論点とする要望書を受け取った。要望書に記載された事実パターンでは、企業は次のような状態である。

- ① 要求払預金を保有していて、その契約条件は、そこで保有している金額に企業がアクセスすることを妨げていない（すなわち、企業が当該預金からどのような金額を要求するとしても、企業は当該金額を要求払で受け取る

こととなる。)

- ② その独立した要求払預金において所定の金額の現金を維持し、当該現金を所定の目的のみに使用するという第三者との契約上の義務がある。企業が当該要求払預金において保有している金額を第三者と合意した以外の目的で使用するとした場合、企業は契約上の義務に違反することとなる。

(2) アジェンダ決定案の概要

キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物

IAS 第7号第6項は、「現金」を「手許現金と要求払預金からなる」と記述することによって定義している。IAS 第7号は、定義そのもの以外には、ある項目が現金に該当するかどうかについて他の要求事項を含んでいない。

IAS 第7号及びIAS 第1号「財務諸表の表示」は、現金及び現金同等物に含まれる金額が制限の対象となる場合があることを、次のとおり示唆している。

- ① IAS 第7号第48項は、「保有する現金及び現金同等物の残高のうち、当該企業グループが利用できない重大な金額」に関する情報を開示することを企業に要求している。
- ② IAS 第1号第66項(d)は、「現金又は現金同等物 (IAS 第7号に定義) である (ただし、当該資産を交換すること又は負債の決済に使用することが、報告期間後少なくとも12か月にわたり制限されている場合を除く。)」資産を流動資産に分類することを要求している。

IFRS-IC は、第三者との契約から生じた要求払預金の用途制限は、当該制限により当該預金の性質がIAS 第7号における現金の定義を満たさなくなるように変化する場合を除いては、当該預金が現金ではなくなるという結果を生じさせないと結論を下した。

要望書に記載された事実パターンでは、要求払預金に保有されている金額についての契約上の用途制限は、当該預金の性質を変化させない。すなわち、企業は当該預金に要求に応じてアクセスできる。したがって、IFRS-IC は、企業は当該要求払預金をキャッシュ・フロー計算書において「現金及び現金同等物」の内訳として含めると結論を下した。

財政状態計算書における表示

IAS 第1号第54項(i)は、「現金及び現金同等物」の金額を表示する科目を財政状態計算書に含めることを企業に要求している。IAS 第1号第55項は、「企業は、追加的な科目 (第54項に列挙した科目の分解を含む。) (中略) の表示が企業の財政状態の理解への目的適合性がある場合には、財政状態計算書上に表示しなければならない」と述べている。

したがって、IFRS-IC は、要望書に記載された事実パターンでは、企業は要求払預金を財政状態計算書において現金及び現金同等物として表示すると結論を下した。財政状態の理解への目的適合性がある場合には、企業は現金及び現金同等物の科目を分解し、契約上の用途制限の対象となっている要求払預金を追加的な科目で区分して表示することとなる。

資産を流動又は非流動として表示する企業は、IAS 第1号第66項(d)を適用して、要求払預金を流動に分類することとなる。ただし、当該預金について「交換すること又は負債の決済に使用することが、報告期間後少なくとも12か月にわたり制限されている」場合は除く。

開示

IAS 第7号第45項は、「企業は現金及び現金同等物の内訳を開示しなければならない (以下略)」と述べており、IAS 第7号第48項は、「保有する現金及び現金同等物の残高のうち、

当該企業グループが利用できない重大な金額」を、経営者による説明とともに、開示することを企業に要求している。それらの要求事項を適用して、企業は、用途制限の対象となっている要求払預金及び当該グループが利用できない重大な現金及び現金同等物の金額を、現金及び現金同等物の内訳として、当該金額に関する情報とともに開示する。

企業はまた、以下に関する追加的な情報を開示すべきかどうかを検討する。

- ① IFRS 第7号「金融商品：開示」の要求事項の文脈で、金融商品から生じる流動性リスク及び企業が当該リスクをどのように管理するのか。
- ② IAS 第7号及びIFRS 第7号の開示要求を適用して企業が提供する情報が、制限が企業の財政状態に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにするのに不十分である場合（IAS 第1号第31項）。

IFRS-ICは、IFRS 基準における諸原則及び要求事項が、第三者と合意された用途制限の対象となっている要求払預金をキャッシュ・フロー計算書及び財政状態計算書において現金及び現金同等物の内訳として含めるべきかどうかを企業が決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、IFRS-ICは基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを決定した。

(3) 今後の予定

上記(1)及び(2)の内容のアジェンダ決定案が公表され、コメント期限は2021年11月25日までであった。IFRS-ICは、アジェンダ決定案に対して寄せられるコメントを踏まえ、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

4. 金融資産の決済として電子送金で受け取る現金（IFRS 第9号「金融商品」）

(1) 論点の概要

IFRS-ICは、金融資産の決済として電子送金システムを通じて受け取る現金の認識に関する要望書を受け取った。要望書に記載された事実パターンは次のとおりである。

- ① 電子送金システムは、送金を決済するために3営業日を要する自動化された決済プロセスを有している。したがって、当該システムを通じて行われるすべての送金は、支払者が送金に着手した2営業日後に決済（受取人の銀行口座に入金）される。
- ② 企業は顧客に対する営業債権を有している。企業の報告日現在で、顧客は当該営業債権を決済するために電子送金システムでの送金に着手した。企業は当該現金を報告日の2日後に銀行口座で受け取る。

企業が、送金が決済される日（報告日後）ではなく送金が着手された日（報告日）に営業債権の認識の中止を行って現金を認識することができるかどうか論点である。

(2) アジェンダ決定案の概要

IFRS 第9号における適用される要求事項

要望書に記載された事実パターンは、営業債権の決済としての現金の受取りを伴っている。営業債権と企業が受け取る現金の両方が、IFRS 第9号の範囲に含まれる金融資産である。したがって、企業は、営業債権の認識の中止を行うべき日を決定するにあたりIFRS 第9号3.2.3項を、また、現金を金融資産として認識すべき日を決定するにあたりIFRS 第9号3.1.1項を適用する。

IFRS-ICは、要望書に記載された事実パターンでは、企業は金融資産の購入も売却もしようとしていないと考えた。したがって、IFRS 第

9号3.1.2項（金融資産の通常の方法による売買についての要求事項を定めている。）は適用されない。

営業債権の認識の中止

企業が金融資産を譲渡する場合を除いて、IFRS第9号3.2.3項は、「当該金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した」場合に、かつ、その場合にのみ、金融資産の認識の中止を行うことを企業に要求している。したがって、要望書に記載された事実パターンでは、企業は営業債権からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する日に営業債権の認識の中止を行う。

当該キャッシュ・フローに対する企業の契約上の権利が消滅する日の決定は、法律上の問題であり、適用される法律や電子送金システムの特性を含む具体的な事実及び状況に応じて決まる。要望書に記載された事実パターンでは、顧客から現金を受け取るという企業の契約上の権利が当該現金の受取時にはじめて消滅する場合には、企業は営業債権を送金の決済日（企業が銀行口座において当該現金を受け取る日）に認識することとなる。

現金（又は他の金融資産）の認識

IFRS第9号3.1.1項は、「企業が金融商品の契約条項の当事者になった」場合に、かつ、その場合にのみ、金融資産を認識することを企業に要求している。要望書に記載された事実パターンでは、企業は金融商品（すなわち、銀行口座）の契約条項の当事者であり、当該条項に基づいて、銀行に預金した金額について銀行から現金を入手する契約上の権利を有している。したがって、要望書に記載された事実パターンでは、企業が銀行から現金を入手する権利を有するのは、現金が銀行口座に預金されている場合のみである。このため、企業が現金を金融資

産として認識するのは送金の決済日においてであり、その前ではない。

IFRS-ICは、営業債権からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が送金の決済日の前に消滅するのであれば、企業は営業債権の決済として受け取った何らかの金融資産（例えば、顧客の銀行から現金を受け取る権利）を同じ日において認識することとなると考えた。しかし、企業は、営業債権の決済として受け取る現金（又は他の金融資産）を、営業債権の認識の中止を行う前には認識しない。

結 論

要望書に記載された事実パターンにおいて、IFRS-ICは、IFRS第9号3.2.3項及び3.1.1項を適用して、企業は次のようにすると結論を下した。

- ① 営業債権の認識の中止を、営業債権からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する日に行う。
- ② 当該営業債権の決済として受け取る現金（又は他の金融資産）を同じ日において認識する。

IFRS-ICは、IFRS基準における諸原則及び要求事項が、営業債権の認識の中止をいつ行い、当該債権の決済として電子送金システムを通じて受け取る現金をいつ認識すべきかを企業が決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、IFRS-ICは基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを決定した。

(3) 今後の予定

上記(1)及び(2)の内容のアジェンダ決定案が公表され、コメント期限は2021年11月25日までであった。IFRS-ICは、アジェンダ決定案に対して寄せられるコメントを踏まえ、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。